

第18回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和4年6月24日（金）10:00～10:40
項 目	国民年金関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日高委員、松木委員 保健福祉局健康医療部保険年金課 世利課長、梅林係長 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 松尾係長
事務局	総務局文書館 花本館長、芦屋係長、林主査
傍聴人	0人
内 容	

国民年金に関する事務について

（保険年金課）《世利課長が全項目評価書（案）概要について説明》

おはようございます。保健福祉局保険年金課長の世利と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて、ご説明させていただきます。

それではですね、お手元にお配りしております、国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施についてご説明いたしたいと思っております。頭紙めくっていただきまして、2ページ目の方からお願いいたします。まず項番1の特定個人情報保護評価でございますけれども、本市は国民年金に関する事務を実施するに当たりまして、個人情報を取り扱う事務につきましては、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析しまして、リスク軽減のための適切な措置を自ら評価し、公表する必要がありまして、行うものでございます。

項番2でございますが、特定個人情報保護評価を実施する目的としましては、さきほどと重複しますが、個人のプライバシーなどの権利侵害、これを未然に防いで、国民や住民の信頼を得るために実施するものでございます。

3番の方でございますけれども、特定個人情報保護評価の再実施についてでございます。本市が国民年金関係事務を実施するにあたりまして、国民年金システムを利用しまして、各種市民の方からの届出の受理そして保険料免除、こういったものの判定等を行っているところでございます。これら業務の実施にあたりまして、個人情報いわゆるマイナンバーでございますけれども、これを含む特定個人情報ファイルを保有することになりますので、特定個人情報保護評価を実施する必要がございます。特定個人情報保護評価に関する規則第15条そして特定個人情報保護評価指針これにもとづきまして、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施をするよう努めるものとされておりますので、前回、平成29年6月に公表いたしまして、今回5年を経過することになりますので、再評価を行うものになってございます。再評価の実施に際しましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」でございますが、広く国民の意見を求めるものとされておりますので、評価書案を公表しまして、パブリックコメントを実施しております。

項番4の方でございますけれども、特定個人情報保護評価書の主な内容でございます。まず（1）では、特定個人情報ファイル名として「国民年金情報ファイル」ということになってございます。

（2）のファイルの使用目的でございますが、国民年金の加入そして免除の処理に加えまして、老齢基礎年金や年金請求の受理、年金生活者支援給付金の請求の所得確認等に使用してございます。

(3) の取扱いにおけるリスク対策でございます。特定個人情報ファイルを取り扱うシステムとしましては、窓口で国民年金システムというものを使っておりますが。このシステムを利用する職員やシステム運用業者、そして窓口委託業者につきまして、適切な取扱いを行うよう、各種の措置を講じておるところでございます。

隣のページにうつりまして、項番5の個人情報の流れでございます。国民年金システムを利用した業務につきまして、個人情報の流れをここにありませんとおり図でお示してございます。まず、図の上の方にありますけれども被保険者からの届出においてですね、個人番号を含む情報を受け入れておるところでございます。この、個人番号を含む情報を受け入れまして、国民年金システムの中で処理を行うとともに、庁内の連携で確認作業を行っております。処理の結果でございますが、紙ないしは磁気媒体になりますが、図の下になりますけど最終的に日本年金機構に情報提供しております。日本年金機構での処理結果は、「処理結果一覧表」といった、主に紙によって提供されております。こうした日本年金機構との情報のやり取りにつきましても、個人番号が含まれているところがございます。

下の項番6の特定個人情報保護評価の再実施でございますけど、評価書が公表されるまでのスケジュールでございます。まず今回の再評価は、先ほど冒頭でもうしあげましたとおり、5年に一度の重要な見直しと位置付けられているところがございます。そのため、定められたすべての項目について再評価の実施が必要となります。特定個人情報保護評価の全項目評価でございますけど、評価書に対して、住民の皆様からの意見聴取、パブコメでございますが、これを行うこととなっております。今回の意見聴取でございますが、令和4年4月4日から令和4年5月6日までの間に、保健福祉局保険年金課、そして広報室広聴課、あと各区役所総務企画課そして各出張所において評価書案を閲覧しまして、パブリックコメントを実施しております。その結果ですね、期間中に寄せられた意見はございませんでしたので、パブリックコメントによる評価書の修正はございません。またパブリックコメントの実施後ですが、第三者点検を行う必要がございます。このため、今回北九州市の個人情報保護審査会への諮問を行っているところがございます。この後ですね、7月に個人情報の適正な取り扱いを確保するために設立されております、内閣総理大臣所管の行政委員会でございます「個人情報保護委員会」に提出しまして、承認をいただき、承認をいただいた後にですね、市のホームページに掲載して、公表する流れでございます。以上でございます。

#### 質疑応答

(審査会委員) 5年が経過して再評価っていうことになっていると思うんですけど、これ実施しながら行政サイドでは、特に問題点とか、みずから分析した結果というのは、ありますか。

(保険年金課) 特段ですね、問題もなくですね、もちろん、マイナンバーを使う非常に大切な業務ですので、日々、研修等行っておりますが、今のところ問題がないというか問題を起こしていないというところがございます。

(審査会委員) トラブルとか市民からの問題提起とかそういうこともなかったですか。

(保険年金課) はい。いわゆるマイナンバーに関してそういったようなものはないということです。

(審査会委員) もう一点はですね、いつもパブリックコメントがあれば指摘するのですが、これは北九州市だけでなく、他の自治体も同じなんですけど、かなり市民からの関心がないっていうか、もともと市民の意見をちゃんと徴取するための制度ではありますけど、ある意味形骸化しているようなところがございます

けど、これを改善する方法とか、効果を出せる、つまりちゃんと市民の声を反映できる、そういう手段とかあるのかということと、そしてもう一つはですね、市民から意見を聞くっていうのもありますけど、これに関する専門家の意見を聞いてみるのが、どっちかといえば本当は効果的かもしれないんですけど。そういう努力っていうかそういう手続きっていう部分は、ありますか。

(保険年金課) まず、市民の皆さん関心に関してはですね、マイナンバー全体に関しては皆さん非常に関心を持ってあるんじゃないかなと思うんですが、今回私どもが諮問している内容も、国民年金に関することですが、どうしてもその対象者の方々のあまり、その個別の業務に関しては、関心がされてないのかなあというところがあります。あと、全体の取り組み方法についてはですね、今こちらに関しては国の規定に沿って整備しているところなんですけど、今後こういった今、頂戴した意見等ですね、実際に、私ども市の中でですね、担当する部署においてですね、ご意見お伝えしたいと考えています。国民年金に限らず、私ども区役所の国保年金課では、国民年金のほか国民健康保険も扱ってございますので、業務に関してはこういったご意見をいただいているとお伝えしていきたいと思います。どうしても私どものところで個別にですね、例えば違う方向でやるっていう動きが取りづらいところがございまして、こういった点ご意見を頂戴しているということは、お伝えしたいと思います。

(審査会委員) 今回の全項目評価書を拝見しているのですけど、5年前と比べて何か変更点がございましたら、教えてください。

(保険年金課) 5年前と比べてですね、評価内容で特段、変わってはございませんが、その途中でですね、区役所の窓口で一部業務で、委託業者の方を導入して、業務処理を行っているところがございまして、こういった内容を、当然、職員であれ、委託業者であれ、情報漏洩に注意することは当然一緒でございますので、こちらについては冒頭申し上げたように、研修等、常にその研修以外も含めて、個人情報的重要性を説いているところでございまして、評価書としては大きく変化はございませんが、実際の動きとしては、そういった動きをしていることがございます。

(審査会委員) 5年間の間に、いままでは、任意でしかマイナンバーを入れていなかったのが、ほとんど義務化されている状況なんですけど、国民年金システムの上でのマイナンバーというのは、今は義務に近いような形なんですか。

(保険年金課) 年金担当係長の梅林と申します。実際の窓口ではですね、マイナンバーで手続きすることは義務ではないんですけれども、要は国の方がですね、年金機構への報告はマイナンバーでしなさいという風に義務づけられておりまして、それでシステムとしてもですね、そのように対応できるように改修しております。

(審査会委員) それでは窓口の方では、マイナンバーが何番ですかっていうのは？

(保険年金課) 強制はしてないです。ただ、受け付けの処理上はですね、マイナンバーで申請することもできるんですけれども、ご存知の通り、年金は基礎年金番号もありますので、そちらの方で手続きすることもできます。

(審査会委員) なるほど、それと紐づいているから大丈夫ということですか。

(保険年金課) そういことです。

(審査会委員) こちらのデータの提供なんですけど、紙と電子記録媒体になっていますが、

これはサーバーからのダウンロードですか？やはり別のメモリーカードとかを使って、出すことはできないという感じですか。

(保険年金課) 実務上ですね、システムから、やっぱりUSBとかを使ってですね、データを引き抜いてサーバーに流すというふうな処理をしている部分があります。それについてはもう厳重にUSBを施錠してですね、管理する等ですね、注意を払っております。

(審査会委員) 電子政府の方向で動いてるんですが、それと関連しての新しい動きとかは今回は反映されていなくて、既存の通り、紙ベースと既存のやり方だけ維持しながらやっている、つまり新しくデジタル、電子政府の影響とかデジタル政府の影響は、この国民年金システムにはないってということで、よろしいでしょうか。

(保険年金課) システムの標準化という言葉で、いろんな自治体、私どもの北九州市だけでなく全国で今そういう取り組みがあります。国の指針では令和7年度を目安にということになっておりますが、今現在では各自治体ですね、そのシステムを個別に調達をしておりますので、こういったどの媒体を使って提供するかは実はバラバラでございます。今後は、令和7年度か8年度になるかもしれませんけれども、その頃を目安に、標準化されるということで、提供方法も、今実は、昨日ニュースで、尼崎でニュースになっておりましたけれども、私ども指定された個別のUSBフラッシュメモリーを使ってそれ以外、受け付けないという状況なんです。もちろん業者も、それこそ昨日ありましたような、例えば、家に持ち帰ってということはありませんで、そこはきちっと対応しておりますが、今後媒体等に関してもですね、紙なのか、電送なのかということを含めて、今、過渡期という状況でございます。

(審査会委員) 評価書の22ページなんですけど、4の特定個人情報ファイルの取扱いの委託先の関係のところなんですけど、特定個人情報ファイルの取扱いの記録については、記録を残しているとのことで、具体的な方法として特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業員及び作業内容を記載した申請書を提出させ、すべての申請書を保管するという方法が書かれているんですけど、これは、その委託先において、委託先の会社内で、申請書を上司に提出して許可を受けて委託先の中で申請書を保管するとか、市の方で申請書について提出を受けるとか、そのところ、どういう風に管理するのかというところなんですけど。

(保険年金課) こちらですね、システムは全部市で統括しておりますので、区役所の国保年金課の窓口で使ってるシステムは私ども保険年金課で一元管理しておりますが、職員ももちろんですし、一部委託業者さんがさわるケースもありますけど、すべて誰がどういう業務に従事するため、この機能を使わせてくださいという申請書、私ども一元管理しております。そしてそれに基づいて、例えば、この機能に関して、操作権限を与えますというのは全部保険年金課で処理しておりますので、業者さんに、例えば一部処理を委託するにしても、システムから直接触って、情報を取り出すことにあたってはすべて私どもが一元管理しているところでございます。

(審査会委員) 具体的な申請書の流れがですね、だれが書いて、どこに行けとかですね。そういう決裁関係がよくわからないのですが。

- (保険年金課) 操作の窓口がですね、ほぼ、区役所の国保年金課になりますけど、国保年金課の中で、職員だとか、窓口業務を受託してる業者さんに職員がいれば、その方の分も全部国保年金課長が決裁して、私ども、保険年金課の方にあがってきますので、最終的に私の方で確認をして、個別に権限を設定するという流れになっております。ですので、他の人がさわっても、その権限は与えられない。権限が付与されたもののみ操作ができるという仕組みになっております。
- (審査会委員) 申請書の保存期間とかですね、紙ベースで保管されているだけで、何かシステム化されている訳ではないと思うんですけど、紙ベースは、保存期間が来たら廃棄処分されて、結局誰がやったかというのは検証できなくなるという問題はないでしょうか。
- (保険年金課) 権限の付与はどなたにというのは、確かにおっしゃるように紙ベースでやっております。その権限は確か5年保存だと思いますが、実際の操作、端末を操作していろんな情報を取り出しますけども、これについてはアクセスログを全部残しておりますので、まず紙ベースで、こういった操作権限を与えるか管理をして、あと実際の操作内容についてはすべてアクセスログをとっておりますので、そういったちょっと二重に管理をしておるといった状況になります。
- (審査会委員) 私たちが受付に行って、たくさん並んでいる年金、保険の窓口があって手続きするじゃないですか。担当の方っていうのは、一つのパソコンで、ただ、何人かで交代でやってらっしゃるようにお見受けするんですけど、あの時のアクセスログは、どなたにどういう権限を付与されていると決めてらっしゃるんだったら、1人1人にその権限があるはずなんですけど、同じ端末だったら、どうやってアクセスログを管理されているのかと思ったのですが、具体的にはどうされているのですか。
- (保険年金課) 一つの端末なんで、例えば誰か職員がその端末使いますということでその人がログインしている状態で作業した全件についてですね、ログが残るという形になりますので、もしか、例えばそのカードを挿したまま他の職員が使ったりすると、確かにおっしゃるようにですね、そういうところまで見きれないっていうデメリットはあります。ただもう基本的には、その個人が自分のカードを使って端末を動かしているの、その人が使ったという風な形ですね、ログが残るような形です。
- (審査会委員) 自分のカードがあって、それを入れたり出したりしながらですか。
- (保険年金課) もうずっと差したままで、お客様がどんどん変わっていくという形です。
- (保険年金課) 窓口ですね、担当者が、大きく年金と国民健康保険、後期高齢者に分かりますので、まず年金の担当の職員が、例えば年金の業務、相談いらっしゃってそのあと国保の手続きをしたいなとなったときに、機械は同じものを使いますけれども、その人の権限ですね、年金の担当者が、国保の権限がありませんので、そのまましようとしてもできません。だから、差し替えて今度は国保の担当者が来ると、通常のパソコンであれば、ずっとその記録が、機械の方に残りますが、シンクライアントは、要は端末側に記録を残さない、そういう機械を使っておりますので、それをもとに、例えば、次の後で担当した職員が、前の情報を見ながらということではできません。ただ、自分が担当した部分に関しては当然、今日、例えばもし、十人の方をお受けしたらずっと記録が

残っていますし、それは画面もそうですが、あと本体の方、サーバーの方ですね、本庁の方のサーバーの方へ、別途記録が残りますので、例えば誰それA職員は今日十人の作業をしたよねということになります。確かに、もし差しっ放しで、例えば職員がもしトイレにいて他の職員が来てした場合、当然その職員になりますので、もちろんそういうことがないように指示はしていますし、そこは徹底しておりますが、例えばトイレとかなったときに、そういうケースがなくはないと思いますけど、そこはお互いチェックはできるような仕組みにしております。

(審査会委員) 31ページの変更箇所ですが、例えば受託者など変わってますよね。こういうのは、何があったのでしょうか？

(保険年金課) この3番目、安川情報システムからは、これは社名変更でございます。

(審査会委員) 次の次あたりはわかったのですが。

(保険年金課) どちらも安川情報の関係の会社でございます。社名がどうも変わっているようです。

(審査会委員) そういうことですね。わかりました。

(審査会委員) 28ページのところなんですけど、5年くらい問題がなかったというのは、運用上問題がなくても、実際何も変わっていなければ、やはりセキュリティ意識がこれからも重要になってくるとは思いますけど、ここを見てもですね、2番の従業者に対する教育・啓発で、全職員を対象にしたとなっておりますけど、ここには民間に委託したところの職員も入るといえることですか。

(保険年金課) 個人情報の保護は、もう職員が委託業者かに関係なく、皆さん等しくすべきところですので、特にセキュリティに関しては、もう従事する職員とか、それ以上の垣根を取り払って、そういう風な姿勢で、研修をしております。

(審査会委員) もう1点なんですけど、自己点検と監査も年一回で、教育等は年一回とありますけど、年一回で十分なんですか。

(保険年金課) 研修として行うのは確かに年一回としていますが、例えばそれこそ昨日のケースもありましたし、都度都度いろんなところでやっぱりこういった報道が起きてますので、月に1回ですね、大体事務改善会議でこれは職員からやるのが基本ですけども、行っておりますが、特にセキュリティの話とかになればですね、従事する事業者様も含めて情報共有しながらやっております。ですので研修会として銘打ってやるのは確かに年に1回とか2回とかの頻度になりますけど、それ以外にも随時、いろんな情報を流しながら課の中でやっておるところでございます。

(審査会委員) 22ページのところで、委託先でのデータ保管状況について、必要に応じて委託者が検査を実施できるよう契約書に明記するとありますけど、これは何か検査を実施できると書いてありますが、実際には、定期的に検査とかを行っていただいているのでしょうか。それは必要はないですか？

(保険年金課) これは、個人情報特に漏えいとか、非常に異常事態になるようなケースがあれば、もちろん検査等を行いますけど、通常はすべて先ほど申し上げたようなアクセスログがすべて残っておりますので、研修の範囲内で指導しておりますが、検査というところは必要に応じてとありますので、具体的に例えば、年に何回この時期にやりますとかいうところは、今はしてないですが、今のところは皆さん規定どおりに動いていただいています。

- (審査会委員) 必要はないということですね。
- (保険年金課) 今はそうですね、幸いなことにそういう状態にはなっていないです。
- (審査会委員) 28ページのその他のリスク対策のところにございまして、自己点検は年1回、情報政策担当課において、運用状況を確認するとありますが、監査は業務所管課において情報セキュリティに関する監査を定期的に行うということなんですけど、これは、ちゃんと実施されているかどうか、自己点検と監査がきちっと実施されているかどうか、その結果がどうだったかということについては、今回資料がついていないんですけど、これがもしわかれば、自己点検と監査の経過がどうであったかというところを口頭で教えていただきたいんですけど。前提として、自己点検と監査が行われているという前提でよろしいですね。
- (保険年金課) 各業務所管課ですので、この業務でいいますと、区役所の国保年金課ということになりますけど、そちらの方で、適宜行い、個別業務の責任者が国保年金課長になりますけど、そちらでしていただいていますけど、今これに関しては、私の方で集めてないですね。確かにこれは区の方で行っておりますので、私の方で実は集めてないところがございます。問題が起きてないということもありましたので、今、直接この報告書、徴収してないという状況ではあります。今後、やり方については、検討したいと思います。
- (審査会委員) 自己点検と監査が行われているかどうかは、区の方に聞かないとわからない？
- (保険年金課) 実施の依頼はしてるんですけども、結果は課題である場合に報告を求められるような形になってますので、結局、報告がないということは問題もないということになりますけど、確かにご指摘のように、結局その問題がないのかどうかというのをきちんと確かに聴取してないということになりますので、今後運用は、確かにご指摘のとおり、把握できていないというところですよ。
- (審査会委員) また5年後にやるときには、結果どうであったのかというところを、資料は簡単に結構です。口頭でもいいです。お願いします。
- (デジタル市役所推進課) デジタル市役所推進室で情報セキュリティを担当しております松尾と申します。よろしくお願いたします。自己点検の方で情報政策担当課において、特定個人情報保護評価書の記載内容に沿って運用されているか、点検を行い、運用状況を確認するとございますが、こちらに関しましては、国から、年に1回定期報告という形を設けております。その際に、チェック項目がございまして、そちらのチェック項目を、各マイナンバーをご利用されている事務を担当されている所管課様の方に、私どもから配布いたしまして、所管課様の方で、その状況を確認していただいております。こちらを取りまとめまして、私どもの方で北九州市として、問題ないですよという回答を国の方に行うために、原課さんから帰ってきた回答に対して、これはどういうことですかとやり取りしながら、やっておるというところはございます。
- (審査会委員) 自己点検というのはそういう方法なんですね。
- (デジタル市役所推進課) そうですね。ここの趣旨が、原課さんからご回答いただいているところですので、そちらを指しておっしゃっているのか、私どもは認識はしておりませんが、そういう動きはしております。
- (保険年金課) ちょっと補足で、そういう流れであればですね、情報政策担当課の方から依

頼を受けて、「こういう項目ちゃんとやっていますか？」ということで、監査をしてですね、チェックをした上で回答しているという意味では、業務主管課でもやっているという風な形にはなりません。

(保険年金課) おっしゃるように私も直接目に触れてないところ今まで問題がなかったんで、入れてないところもありましたが、その風通しとしては、今後ちょっと改めて、二重にやる必要はないと思いますけど、情報共有は図っていく必要があるのかなということで、今後また、次回ございますので、そのときに、きちっとやり方を解説したいと思います。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「国民年金に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。

異議がないのでこの旨で答申する。